

## 生産行程管理業務規程

作成日：平成 27 年 12 月 18 日

更新日：令和 4 年 3 月 17 日

### 1 作成者

住所（フリガナ）：(〒037-0403) あおもりけんごしよかわはらじゅうさん ほぐろさき 青森県五所河原十三羽黒崎 ばんち 133 番地

名称（フリガナ）：じゅうさんぎとぎょうどうくみあい 十三漁業協同組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：組合長 梶尾 武也

ウェブサイトのアドレス：<http://www.trace-info.jp/jfjusan/>

### 2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 1 類 貝類

区分に属する農林水産物等：しじみ

### 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：じゅうさんこさんやまと 十三湖産大和しじみ

Jusankosan Yamato Shijimi

### 4 明細書の変更

法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行う。

### 5 明細書適合性の確認

#### (1) 漁獲対象種・漁獲方法（選別の行程を除く）の確認

十三漁業協同組合は、操業区域別に以下により、漁業者が明細書に記載の漁獲対象種、漁獲方法を遵守しているか否かを確認する。なお、漁業者が明細書に記載の漁獲対象種、漁獲方法を遵守していないことが疑われる場合には、十三漁業協同組合役員又は職員により、臨時に漁具・漁獲方法等の確認や聞き取り等の調査を行う。

#### 1) 一般漁場及び母貝保護区の場合

当該漁場においては、漁業者は、操業日毎に操業が終了した時点で、十三・車力内水面漁場管理委員会（十三漁業協同組合及び車力漁業協同組合により設立された委員会）が定める場所（十三漁港等）において、同委員会が指名した漁業者 2 名以上の漁業者及び十三漁業協同組合役員又は職員により、漁獲対象種、漁獲場所、時間、漁具、漁法、漁獲量について検査を受けなければ、出荷又は個人管理区域への移植ができないこととしている。

十三漁業協同組合は、当該検認の記録（別添1「十三湖産大和しじみ漁業者名簿」及び別添2「検査実施記録表」）を確認することにより、漁業者が明細書に記載の漁獲対象種、漁獲方法を遵守しているか否かを確認する。

#### 2) 休漁区（岩木川休漁区、中島休漁区）の場合

休漁区の操業については、漁業者は、休漁区において漁獲したヤマトシジミを漁船上において選別を行い、十三漁港に入港して水揚げを行わなければならないことになっている。十三漁業協同組合役員又は職員は、休漁区及び十三漁港から休漁区の操業状況を目視により漁獲場所、漁具・漁法について確認し、別添2「検査実施記録表」に記載する。十三漁業協同組合は、別添1「十三湖産大和しじみ漁業者名簿」及び別添2「検査実施記録表」を確認することにより、漁業者が明細書に記載の漁獲対象種、漁獲方法を遵守しているか否かを確認する。

#### 3) 個人管理区域の場合

十三漁業協同組合は、同組合役員又は職員により、出荷時に漁業者から聞き取り確認を行うとともに個人管理区域の巡回確認を年に複数回実施することにより、漁獲対象種、漁獲場所、漁具・漁法を確認し、別添2「検査実施記録表」に記録する。十三漁業協同組合は、別添1「十三湖産大和しじみ漁業者名簿」及び別添2「検査実施記録表」を確認することにより、漁業者が明細書に記載の漁獲対象種、漁獲方法を遵守しているか否かを確認する。

### (2) 漁獲方法（選別）、出荷規格、最終製品の確認

十三漁業協同組合は、同組合役員又は職員により、入札のために同組合荷別所に出荷された漁獲物について、5（1）の確認の記録を確認することにより、明細書に記載のとおりの選別が行われ、出荷規格を遵守しているかを確認し、最終製品を確認する。また、確認の状況を、別添3「十三湖産大和しじみ出荷規格・最終製品・地理的表示等確認表」に記載する。また、同組合は、同組合役員又は職員により、出荷された十三湖産大和しじみについて、適宜抜き打ち検査を行い、出荷規格、最終製品が遵守されているか否かを確認する。抜き打ち検査は、人の五感や金網通しを利用することにより、検査物の色、つや、サイズ、死貝などの不純物の有無、におい等を確認することにより行うものとし、必要に応じ、民間検査機関に委託し、魚介類DNA判別検査による確認を行う。検査の結果は、別添4「生産方法等調査報告書」に記載する。

### 6 明細書適合性の指導

十三漁業協同組合は、明細書に記載の漁獲対象種、漁獲方法に従っていないことが確認された場合には、地理的表示である「十三湖産大和しじみ」と表示して販売するものとしては荷受けしないものとし、漁業者に対し、口頭又は文書等による警告を発し、是正を求める。

### 7 地理的表示等の使用の確認

(1) 十三漁業協同組合は、前記5（2）の確認の際に、漁獲対象種、漁獲方法、出荷規格、最終製品の各基準をいずれも満たしている十三湖産大和しじみについてのみ、地理的表示である「十三湖産大和しじみ」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。

その際、地理的表示である「十三湖産大和しじみ」及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされているもの（出荷用の発泡スチロール箱等）についても確認し、別添3「十三湖産大和しじみ出荷規格・最終製品・地理的表示確認票」に記録する。

(2) 十三漁業協同組合は、前記5(2)の確認の際に、以下の不正が認められるしじみがあるか否かを確認する。

- ① 漁獲対象種、漁獲方法、出荷規格、最終製品の各基準のいずれかを満たしていないしじみであるにもかかわらず、地理的表示である「十三湖産大和しじみ」及び登録標章を使用しているしじみ
- ② 地理的表示である「十三湖産大和しじみ」のみを使用しているしじみ
- ③ 登録標章のみを使用しているしじみ
- ④ 地理的表示である「十三湖産大和しじみ」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているしじみ

## 8 地理的表示等の使用の指導

十三漁業協同組合は、前記5(2)の際に、以下の場合に該当する場合は、地理的表示である「十三湖産大和しじみ」と表示して販売するものとしては荷受けしないものとし、漁業者に対し、口頭または文書等による警告を発し、是正を求める。

- ① 漁獲対象種、漁獲方法、出荷規格、最終製品の各基準のいずれかを満たしていないしじみであるにもかかわらず、地理的表示である「十三湖産大和しじみ」及び登録標章を使用している場合
- ② 地理的表示である「十三湖産大和しじみ」のみを使用している場合
- ③ 登録標章のみを使用している場合
- ④ 地理的表示である「十三湖産大和しじみ」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

## 9 実績報告書の作成等

十三漁業協同組合は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後1ヶ月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

(1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書

(2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料。

- ① 十三漁業協同組合が作成した検査記録（地理的表示などの使用状況の記録を含む。）
- ② 提出時における最新の明細書
- ③ 提出時における最新の生産行程管理業務規程

## 10 実績報告書等の保存

十三漁業協同組合は、前記9において作成提出した書類及び別添1から4の書類を、十三漁業協同組合の事務所（青森県五所川原市十三羽黒崎所在）に、その提出から5年間、保存するものとする。

11 連絡先

[Redacted contact information]

別添1

## 十三湖産大和しじみ漁業者名簿

名簿作成日  
年 月 日

漁業者 番号	氏 名								
1		26		51		76		101	
2		27		52		77		102	
3		28		53		78		103	
4		29		54		79		104	
5		30		55		80		105	
6		31		56		81			
7		32		57		82			
8		33		58		83			
9		34		59		84			
10		35		60		85			
11		36		61		86			
12		37		62		87			
13		38		63		88			
14		39		64		89			
15		40		65		90			
16		41		66		91			
17		42		67		92			
18		43		68		93			
19		44		69		94			
20		45		70		95			
21		46		71		96			
22		47		72		97			
23		48		73		98			
24		49		74		99			
25		50		75		100			

別添2

検認・確認実施記録表 ( 年 月)

検査担当者名

1 枚目

漁業者番号	検 査 実 施 日						
	日	日	日	日	日	日	日
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

注 釈	沖：一般漁場で合格（漁獲対象種、漁獲場所、時間、漁具・漁法、漁獲量を遵守） 休：休漁区で合格（漁獲対象種、漁獲場所、時間、漁具・漁法、漁獲量を遵守） 個：個人管理区域で合格（漁獲対象種、漁獲場所、時間、漁具・漁法、漁獲量を遵守）
-----	--

別添2 検認・確認実施記録表 ( 年 月 )  
 検査担当者名

2枚目

漁業者番号	検 査 実 施 日						
	日	日	日	日	日	日	日
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							

注 釈	沖：一般漁場で合格（漁獲対象種、漁獲場所、時間、漁具・漁法、漁獲量を遵守） 休：休漁区で合格（漁獲対象種、漁獲場所、時間、漁具・漁法、漁獲量を遵守） 個：個人管理区域で合格（漁獲対象種、漁獲場所、時間、漁具・漁法、漁獲量を遵守）
-----	--

別添2 検認・確認実施記録表 ( 年 月 )  
 検査担当者名

3枚目

漁業者番号	検 査 実 施 日						
	日	日	日	日	日	日	日
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							

注 釈	沖：一般漁場で合格（漁獲対象種、漁獲場所、時間、漁具・漁法、漁獲量を遵守） 休：休漁区で合格（漁獲対象種、漁獲場所、時間、漁具・漁法、漁獲量を遵守） 個：個人管理区域で合格（漁獲対象種、漁獲場所、時間、漁具・漁法、漁獲量を遵守）
-----	--





## 生産方法等調査報告書

年 月 日  
十三漁業協同組合

- 1 調査日時  
年 月 日 時 分 ~ 時 分 までの間
- 2 調査場所  
ア 十三漁業協同組合荷捌場  
イ その他 ( )
- 3 調査対象者  
行使者番号 氏名
- 4 調査実施者  
役職 氏名
- 5 調査の方法及び結果
  
- 6 調査後の指導

生産行程管理業務規程

平成28年12月22日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒038-3301) 青森県つがる市富范町清水6番地5（アオモリケンツ  
ガルシトミヤチチヨウシミズ6バンチ5）

名称（フリガナ）：車力漁業協同組合（シャリキギョギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 尾野明彦

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：第11類 貝類

区分に属する農林水産物等：しじみ

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：十三湖産大和しじみ（ジュウサンコサンヤマトシジミ）

Jusankosan Yamato Shijimi

4 明細書の変更

車力漁業協同組合は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 漁獲対象種・漁獲方法（選別を除く）の確認

車力漁業協同組合は、漁業者が以下の操業区域別により、明細書に記載の漁獲対象種、漁獲方法を遵守しているか否かを確認する。なお、遵守されていないことが疑われる場合には、車力漁業協同組合の役員または職員により、臨時に漁具や漁獲方法等の確認や聞き取り等の調査を行う。

① 一般漁場の場合

一般漁場においては、漁業者は操業終了後、車力漁業協同組合が定める場所において、「十三湖産大和しじみ漁業協同組合、車力漁業協同組合、内水面共同漁業権管理委員会」から指名された漁業者（2名以上）と車力漁業協同組合職員により、明細書に記載の漁獲対象種、漁獲方法について遵守しているか否かを確認し、別添1「検査記録表」に記載する。この検査を受けなければ出荷または個人管理区域への移植はできないようにしている。

② 休漁区の場合

休漁区の操業について漁業者は、休漁区において漁獲したヤマトシジミを漁船上において選別を行い、車力漁業協同組合が定める場所に水揚げを行わなければならないことになっている。

水揚げの際、車力漁業協同組合役員又は職員により、明細書に記載の漁獲対象種、漁獲方法について遵守しているか否かを確認し、別添1「検査記録表」に記載する。

### ③ 個人管理区域の場合

車力漁業協同組合役員又は職員により、個人管理区域の巡回又は組合事務所からの目視により、明細書に記載の漁獲対象種、漁獲方法について遵守しているか否かを確認する。また、天候等を踏まえ必要に応じて漁業者からの聞き取り確認も行うなど、適宜、確認方法を組み合わせて確認し、別添1「検査記録表」に記載する。なお、個人管理区域の区割上、船の出入りのための通路スペースの確保のため、個人管理区域に共有のスペースを設けており、当該スペース内において関係する漁業者がグループ（車力全体通路組合、清水蛭養殖部会）となって共同して漁獲を行う場合がある。車力全体通路組合及び清水蛭養殖部会の確認については、操業開始から終了するまで同組合職員が立ち会いし、明細書に記載の漁獲対象種、漁獲方法について遵守しているか否かを確認する。

## (2) 漁獲方法（選別）、出荷規格、最終製品の確認

### ① 一般漁場及び個人管理区域の場合

車力漁業協同組合は、同組合役員又は職員により、仲買業者が各漁業者から集荷終了後、組合事務所もしくは、仲買業者が各漁業者から集荷している場所にて、各漁業者が出荷された漁獲物について前記（1）の確認の記録を確認すると共に、明細書に記載のと通りの選別が行われ、出荷規格を遵守しているかを目視確認し、最終製品を確認する。確認の状況を別添2「地理的表示等確認表」に記載する。また、確認の際、適宜抜打ち検査（再度定められた金網通しに通すなど）を行い、出荷規格、最終製品が遵守されているか否かを確認する。加えて、同組合役員又は職員により、定期的に各漁業者の選別作業所の巡回も実施し、選別、出荷規格、最終製品が遵守されているか否かを確認する。なお、車力全体通路組合及び清水蛭養殖部会の漁獲物の確認については、各グループの共有スペース内で選別を行い、最終製品を入札のため車力漁業協同組合が定める場所に水揚げを行うことになっているため、当該水揚げ場所で目視確認する。

### ② 休漁区の場合

同組合役員又は職員により、入札のため同組合が定める場所に、各漁業者が出荷された漁獲物について前記（1）の確認の記録を確認することにより、明細書に記載のと通りの選別が行われ、出荷規格を遵守しているかを確認し、最終製品を確認する。確認の状況を別添2「地理的表示確認表」に記載する。また、確認の際、適宜抜打ち検査（再度定められた金網通しに通すなど）を行い、出荷規格、最終製品が遵守されているか否かを確認する。

## 6 明細書適合性の指導

車力漁業協同組合は、毎年しじみ漁業者に対し、一般漁場の操業が始まる前に開催する「蛭全体協議会」において、明細書に記載の生産方法等を、口頭及び書面により周知する。

明細書適合性の確認等において、明細書に記載の漁獲対象種、漁獲方法等、決められた生産方法を遵守されていない場合には、口頭又は文書等による警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、車力漁業協同組合は、当該漁業者の操業停止などの罰則を科すこともできるものとする。

## 7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 車力漁業協同組合は、前記5(2)の確認の際に、漁獲対象種、漁獲方法、出荷規格、最終製品の各基準をいずれも満たしている十三湖産大和しじみについてのみ、地理的表示である「十三湖産大和しじみ」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。その際、地理的表示である「十三湖産大和しじみ」及び登録標章を使用している者、及びこれらの使用がされているもの(伝票等)についても確認し、確認の状況を別添2「地理的表示確認表」に記載する。
- (2) 車力漁業協同組合は、前記5(2)の確認の際に、以下の不正が認められるしじみがあるか否かを確認する。
- ① 漁獲対象種、漁獲方法、出荷規格、最終製品の各基準のいずれかを満たしていないしじみであるにもかかわらず、地理的表示である「十三湖産大和しじみ」及び登録標章を使用しているしじみ
  - ② 地理的表示である「十三湖産大和しじみ」のみを使用しているしじみ
  - ③ 登録標章のみを使用しているしじみ
  - ④ 地理的表示である「十三湖産大和しじみ」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているしじみ

## 8 地理的表示等の使用の指導

車力漁業協同組合は、前記6の周知の際に合わせて地理的表示等の使用についても指導する。また、前記5(2)の際に、以下の場合に該当する場合は、漁業者に対し、口頭又は文書等による警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、車力漁業協同組合は、当該漁業者に対して「十三湖産大和しじみ」の出荷停止とする。

- ① 漁獲対象種、漁獲方法、出荷規格、最終製品の各基準のいずれかを満たしていないしじみであるにもかかわらず、地理的表示である「十三湖産大和しじみ」及び登録標章を使用している場合
- ② 地理的表示である「十三湖産大和しじみ」のみを使用している場合
- ③ 登録標章のみを使用している場合
- ④ 地理的表示である「十三湖産大和しじみ」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

## 9 実績報告書の作成等

車力漁業協同組合は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後1ヶ月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料。  
車力漁業協同組合が作成した検査記録(別添3、別添4)
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

車力漁業協同組合は、前記9（2）において提出した書類及び別添1から2の書類を、車力漁業協同組合の事務所（青森県つがる市富范町清水6番地5）に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

11 連絡先

住所又は居所：

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

ファックス番号：

電子メールアドレス：

別添1

# 検 査 記 録 表

NO	氏名	漁獲対象種	漁獲区域	時間	漁具	漁法	漁獲量	NO	氏名	漁獲対象種	漁獲区域	時間	漁具	漁法	漁獲量
25								33							
28								34							
27								39							
26								35							
24								36							
23								37							
29								38							
22								40							
21								46							
19								60							
20								47							
18								41							
17								42							
2								43							
1								44							
3								45							
15								48							
16								49							
62								50							
5								51							
6								52							
7								53							
63								54							
10								55							
11								56							
12								57							
8								58							
13								59							
14								61							
30								4							
31								9							
32															

※各項目、遵守している場合は「○」、遵守していない場合は「×」、休漁している場合は「休」を記載する。

平成 年 月 日

確認者

別添2

## 地理的表示確認表

NO	氏名	別添1 確認	選別	規格	最終製品	地理的表示	登録標章	NO	氏名	別添1 確認	選別	規格	最終製品	地理的表示	登録標章
25								33							
28								34							
27								39							
26								35							
24								36							
23								37							
29								38							
22								40							
21								46							
19								60							
20								47							
18								41							
17								42							
2								43							
1								44							
3								45							
15								48							
16								49							
62								50							
5								51							
6								52							
7								53							
63								54							
10								55							
11								56							
12								57							
8								58							
13								59							
14								61							
30								4							
31								9							
32															

※漁獲対象種、漁獲方法を遵守していることを検査記録表(別添1)により確認した場合、「別添1確認」欄にチェック(レ点)する。休漁の場合は「休」を記載する。

※各項目、遵守している場合は「○」、遵守していない場合は「×」を記載する。

※地理的表示、登録標章の項目について一般漁場及び個人管理区域の場合は「荷受伝票」、休漁区の場合は「個人番号札」にて使用確認をする。

平成 年 月 日

確認者



